

A3 社会保険診療収入の大部分を非課税収入が占める一方、医療材料などの仕入には消費税がかかっています。つまり、社会保険診療収入は非課税であることから、最終消費者に価格転嫁ができず、課税対象外消費税となり、実質的に診療所が負担していることとなります。これは「損税」といわれています。

<コラム>医療機関における消費税ゼロ税率の必要性

ゼロ税率とは、社会保険診療収入等を非課税ではなく課税扱いとし、税率をゼロパーセントにすることです。

ゼロ税率を採用すると、消費税は課税されますが、消費税の税率がゼロパーセントなので、課税標準額に対する消費税(0%)から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができます。

[具体例]

医療機関のある機関の保険診療が1,000円の場合、患者さんの消費税負担額は0円(保険診療1000円×0%)となります。

患者さんに消費税の負担が生じないのは、現行制度上の「非課税」と同じです。

また、診療所が同じ期間に医薬品や医療材料、検査や医療機器を合計500円購入した場合、消費税率が5%ならば消費税25円(=500円×5%)とあわせて525円を卸会社や検査会社に支払うこととなります。「非課税」の場合は、医薬品や医療材料、検査や医療機器等について購入時に支払った消費税額25円を控除できません。これに対し「ゼロ税率」では、医療機関は、これらの購入時に卸会社や検査会社に支払った消費税額を控除ことができ、払いすぎた消費税は還付してもらうことができます。その結果、医療機関に最終消費者としての消費税負担は生じないこととなります。

このように、ゼロ税率と非課税制度では、患者さん(消費者)に消費税が課税されない点は同じですが、非課税部分に係る生産から流通の各段階で課された消費税を控除できるか否かという点で大きな違いがあります。